

特集

学びの質向上に向けたICT活用の取組み（その1）

世界63か国の経済における人材の競争力では、日本は30年前の1位から34位と下降してきており、成長力、競争力、デジタル化など多くの分野で地盤沈下を起し、危機的な状況にあるとも言われています。その原因の多くは人材の育成にあるといっても過言ではありません。これを打開していくには、生涯に亘って未知の時代を切り拓いていく能力と気概を備えた人材の育成が求められています。学生一人ひとりが自分の考えをもって主体的に関わり、新しい価値の創造に立ち向かっていけるよう、大学はもとより、日本社会全体で学びを支援する仕組みが必要です。

与えられた課題を処理するだけでは、新たな価値の創出を目指すことはできません。国・社会・世界が直面している問題の解決に向け、分野を横断して解決策を構想・検証する訓練が求められています。それには、学生一人ひとりに配慮した学びの指導と助言、大学間、大学と企業・地域社会等と連携したアウトプット型の学びの体験などが望まれ、教育現場での教員の意識変容が大きく要請されています。

そのような観点から、時間・場所の制約から高い自由度で学びの環境を改善し、質の向上が期待できるICTを活用した私立大学での多様な分野における授業改善の取組みをアーカイブスし、その1、その2などとして今後紹介していくことにしました。

オンラインでオープンに学び合う全国規模の法律討論会「インターカレッジ民法討論会」

京都産業大学 法学部教授 高畠 英弘



1. はじめに

本稿で紹介する「インターカレッジ民法討論会」は、過去30年にわたって多くの大学の民法教員が共同で実施してきた全国規模の法律討論会です。従来は対面形式の実施でしたが、2019年末からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年度、2021年度にはオンラインでの開催となりました（2021年度は、早稲田大学、慶應大学、法政大学、龍谷大学、本学、九州大学、沖縄大学が参加）。全国規模の法律討論会をオンラインで開催した事例は筆者の知る限り存在せず、ICTを利用した授業改善の試みとして今後の参考になると思われるため、以下に、開催の目的と特徴、授業改善の成果、オンライン開催のノウハウ、今後の課題を紹介いたします。

2. 開催の目的と特徴

他大学との法律討論会をオンラインで開催する目的は、次の4点にあります。

第1に、オンライン会議システムに習熟する機会を学生に与えることです。今後の社会において、オンライン会議は不可欠になると思われることから、このシステムを使いこなせるようになっておく意義は大きいと思われれます。

第2に、学生の主体性を高めることです。教員は討論会の1ヶ月前に事例問題を出题し、各ゼミの学生は、その解決に向けた法律論を立てて報告を行うことが求められます。さらにこの検討に当たっては、学生の主体性を尊重し、教員は一切助言や指導を行ってはならないとのルールが設けられているため、立論とレジメの作成及びプレゼンテーションの全てを学生自らが主体的に行わなければなりません。

第3に、法律問題の討論を通して、他大学の学生や教員から、自己の報告内容とその論理を批判的に検討される機会を学生に与えることです。とりわけ、他大学の学生との質疑応答の機会、および他大学教員への

質問の機会は、通常の演習では実現が困難であり、学生の資質・能力の向上に大きく役立つと思われます。なお、学生の報告（次ページ図2）後に実施される「教員討論会」（次ページ写真1）は、これによって教員間でも意見や評価が異なりうることを示し、多角的な視点からの評価の重要性を認識する機会となります。

従来、対面開催していた際には移動時間と交通費のコストがこの種の機会を設ける妨げとなっていました。オンラインで開催することにより、最小限の負担でこれを実現することができます。さらに、各ゼミの報告、質疑応答、教員討論会などはビデオ収録し、各ゼミの授業で再検討を行えるよう配慮しています。

第4に、参加学生に他大学の学生と共同して学びの場を自ら作っていく機会を与え、学生の企画運営能力を高めることです。本討論会においては、全体の運営を学生に委ねることにより、より実践的な形でこの能力を涵養できるように配慮しています。

3. 授業改善の成果

本討論会で用いられたZoomはオンライン会議システムとして標準的な機能を有しており、広くビジネスや研究に利用されています。本システムに標準装備されている画面共有、ブレイクアウトルーム、チャット、ファイル送付、録画機能等を活用した今回の討論会は、その後の学生の学習活動や就職活動に際して非常に役立っているとの報告が、各ゼミの教員を通して寄せられています。

本オンライン討論会においては、法律問題の討論を通してインターカレッジな相互交流が学生相互間及び学生と教員間で行われたことにより、学生の論理的思考力、文章作成能力、プレゼンテーション能力が格段に上がったとの報告が寄せられています。とりわけ教員討論会は、将来法律関係の職に就くことを希望する多くの学生から、通常の授業では実現できない深いレベルの議論を生で聴くことができる貴重な機会だった、

教員間の研究会に出席できたように感じた、との報告が寄せられています。さらに、実行委員会に参加した学生からは、他大学の学生と協力して運営を企画立案する経験を通して、多様な意見のとりまとめや会議のやり方についての実践力を身につけることができたとの報告がありました。

4. 具体的実施手法とオンライン開催の様子

2021年度は学生に設問(図1)を提示し、実施しました。開催の様子は、図2(学生の報告)、図3(出題教員の解説)、図4(オンライン投票)、写真1(教員討論会)です。

なお、多数の大学から200名を超える学生が参加するため、Zoomの利用方法に工夫が必要であり、効率的な運営を行う上で、以下の①～④の指示が効果的でした。

- ① 開催時における全体に対する注意事項
 - ・ 報告者以外は、ウェブカメラをオフ、マイクをミュートに設定。
 - ・ 氏名の画面の表示を、「名前と大学名」に変更。
 - ・ ゼミごとにブレイクアウトルームを設定し、報告前・報告後の相談や質問事項の検討等に使う。
- ② 教員による各ゼミの報告に関する注意事項の周知徹底
 - ・ 各ゼミの報告時間10分、報告後のブレイクアウトルーム検討時間5分、質疑応答時間12分。ゼミごとの担当時間30分。報告者5名以内、レジュメA4版4枚以内、動画等は使用不可。

- ・ 報告の態度や姿勢も評価対象とする。
 - ・ 報告時間の超過は、減点の対象。報告超過した場合、司会教員がその旨を伝え、教員が協議し、5点以内で減点。
 - ・ 進行管理は、各ゼミで選出した共同ホスト担当の学生が行い、共同ホスト設定と解除は、全体ホストが行う。
- ③ 教員による質疑応答の方法に関する注意事項の周知徹底
 - ・ 質問時の画面操作についての具体的な説明。
 - ・ 司会教員による質問者の指名ルール。
 - ・ 学生は質問終了後、チャット機能で名前、所属大学、ゼミ名を書き込む。
 - ④ 採点についての注意事項の周知徹底
 - ・ すべてのゼミの報告と質疑応答を聞いた者のみが採点できる。学生、一般参加者は、Googleフォームに移動し、報告、レジュメ、質疑応答をそれぞれ5点満点で採点する。各自でメモを残しておくことを推奨する。

5. 今後の課題と展望

本討論会の成果は、従来、法学ゼミナーにおいて公表してきました。しかし、オンライン討論会としてのノウハウは、法学関係の教育に必ずしも限定されず、大学教育全体において汎用性を有していることが判明しました。

今後は、私情協のように大学教育関係者全体にオンライン開催のノウハウおよび利点を公開できるような場を積極的に利用し、情報発信していくことが必要だと思われます。

2021年12月19日
2021年度「インターカレッジ民法討論会」問題

以下の事実があるとき、下記の設問に答えなさい。

1. 2020年9月23日、Aは11歳の誕生日に、父親のXと母親のBからの誕生日プレゼントとして、Y製の通信機能付携帯オンラインゲーム機と対戦型オンラインソフトである「バトルモンスターフィールド(通称バトルモンフィ)」を受け取った。なお、X及びBは、「バトルモンフィ」がオンライン対戦型のソフトで、ネットに接続して利用することは認識していたが、その他の詳細については分かっていなかった。
2. 「バトルモンフィ」というソフトは、それぞれが捕まえたモンスターを対戦させることで成長させ、最終的には全国規模で開催されるトーナメントに出場して優勝を争うという対戦型オンラインソフトである。対戦の練習は自分が捕まえたモンスター相互で可能であるが、実際の対戦は必ずオンラインで自分以外の人と行うことになっていた。なお、対戦を有利にするためには、自己のモンスターを成長させるだけでなく、対戦能力をアップさせるための武器や経験に関する有料アイテムをオンラインで購入して、それを使う必要があった。
3. Aは、その後、10月末まではモンスターを探して登録することや、それを成長させることに集中していたが、11月になって、オンラインでの対戦を行うようになった。しかし、アイテムを購入していないこともあって、なかなか対戦に勝つことができなかった。
4. 2020年11月20日(金)、Aは学校から帰宅後、ゲーム機を立ち上げ、アイテムの購入ができるショップ画面にアクセスした。最初は、年齢確認の画面に「11」と記入したところ、それ以上の画面には進むことができなかった。どうしてもアイテムを購入したいと思ったAは、ゲーム機の機能であるオンラインゲーム内通信を使って「どうしたらアイテムを購入できるのか」と尋ねた。しばらくすると複数の匿名の返信があった。いずれも「年齢確認の画面で20以上の数字を入れてから、代金の支払画面で親のクレジットカード番号と裏に書いてある3桁の番号を入力すると、簡単に買えるよ」ということが書かれていた。Aはその意味がよく分からなかったが、要は20以上の数字と親のクレジットカード番号が必要であることを理解した。
5. 翌11月21日(土)の晩ご飯が終わった後、AはXの財布が食卓に置いてあることに気がついた。XとBが食器の後片付けをしている間に、AはXの財布からZクレジット会社が発行したクレジットカードを抜き出して自分の部屋に持っていった。そして、ゲーム内通信で教えてもらったカード

の表面に記載されたカード番号と有効期限、ローマ字標記の名義人名、カード裏面の3桁のセキュリティ番号(以下、クレジットカード識別情報)をすべてメモした。その後、AはクレジットカードをXの財布に戻しておいた。

6. 11月22日(日)お昼過ぎ、Aはアイテムの購入ができるショップ画面にアクセスし、年齢確認画面で「20」と入力したところ、アイテムの選択ができるようになった。そこで、とりあえず、当面必要と考えた4種類のアイテムを選択したところ、画面には合計金額が5000円であることが表示された。Aは1か月の小遣いが1500円だったので少し躊躇したが、ともかく「承認(OK)ボタン」を押すと、次にカード番号等を入力する画面が表示された。画面で指示されるままにXのクレジットカード識別情報を入力したところ、「ご購入ありがとうございます」と表示され、その4種類のアイテムを使うことができるようになった。これらのアイテムを使ったところ、Aはその日の対戦では4戦で2勝することができた。
7. 翌日、Aがショップ画面にアクセスすると、カード識別情報がすでに登録済になっていて自動的に表示され、改めて入力する必要がなかった。Aは、その後、12月末までアイテムを継続的に購入した。1回の金額は5000円程度であったが、その累積の購入金額は12月15日までで10万円、12月16日から12月末までに6万円に達していた。
8. Xは、Zクレジット会社から2021年1月10日に、2020年11月16日から12月15日までのカード利用代金を請求する書面を受け取った。そこには、Y社のオンラインショッピングの代金として10万円の請求があることが記載されていた。驚いたBは、Zクレジット会社に電話をして「身に覚えがない」旨を伝えたと、この代金が「バトルモンフィ」のアイテムを携帯用ゲーム機の通信機能を通して購入したものであることが分かった。その後、XがAに確認したところ、AはXのZクレジット会社発行のクレジットカードを使って、12月末まで、アイテムを購入していたことを認めた。
9. Xは、2021年1月15日に、文書でY社に対して「2020年11月22日から同年12月末までの間のアイテム購入契約について、法定代理人の同意がないことを理由として取り消す」旨の意思表示を行った。また、同日、これも書面でZクレジット会社に対して「Y社とAとのアイテム購入契約を法定代理人の同意がないことを理由に取り消している、Xは自らカードを利用していないことから、Xはアイテム購入契約の代金に相当するカード代金の支払義務はない」旨を主張した。
10. それに対してZクレジット会社は、アイテム購入契約をAがXやBの同意を得ずして締結し、その代金をZクレジット会社がXに発行したクレジットカードを使って決済したことが事実であることを認めた。その上で、この代金決済がカ

ード名義人以外による使用に該当することから、後掲資料のクレジットカード規約第16条を理由に、この決済額についてはカード名義人であるXが支払義務があると主張している。なお、このクレジットカード規約は、冊子の形式で、クレジットカードがXに郵送された際に同封されていた。

【設問1】
XのY社に対する「AによるY社とのアイテム購入契約について、法定代理人であるX及びBの同意がないことを理由に取り消す」との主張は認められるか。その法律上の争点を明確にして論じなさい。

【設問2】
Zクレジット会社がクレジットカード規約第16条を理由に、アイテム購入契約の代金に相当するカードによる決済額について、Xに支払義務があると主張していることは認められるか。その法的根拠を明確にして論じなさい。

【設問3】
この紛争を民事調停で解決する場合、両者が納得する形で調停案を示さない。

【資料】
Zクレジット会社の「クレジットカード規約」(抜粋)

第16条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)

1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用した場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とする。
2. 第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失、盗難届を当社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払義務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - (1) 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。
 - (2) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。
 - (3) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
 - (4) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力拒んだとき。
 - (5) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき。
 - (6) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
 - (7) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

図1 2021年度の設問



図2 学生の報告イメージ

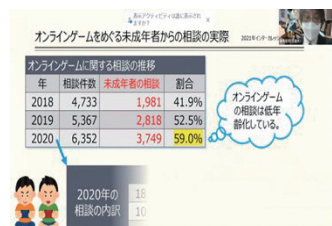


図3 出題教員の解説イメージ



図4 オンライン投票イメージ



写真1 教員討論会